

平成 24 年度 行政評価の実施結果  
(公共施設の管理運営)  
《別冊-施設ごとの個票》

浜田市



## 平成 24 年度の評価結果(目次)

# 目 次

種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
社会福祉施設 5施設	1	火葬場	48	浜田市火葬場	統合	統合
	2	火葬場	37	浜田市旭火葬場	存続	存続
	3	火葬場	58	浜田市三隅火葬場	存続	存続
	4	火葬場	84	浜田市弥栄火葬場	統合	統合
	5	子育て支援センター	68	浜田市子育て支援センター	存続	存続
種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
教職員住宅 16施設	6	教職員住宅	238	丸原教職員住宅	転用	転用
	7	教職員住宅	239	重富教職員住宅	存続	転用
	8	教職員住宅	240	木田教職員住宅	存続	転用
	9	教職員住宅	241	旭ヶ丘教職員住宅	存続	存続
	10	教職員住宅	260	今福教職員住宅	存続	存続
	11	教職員住宅	261	雲城教職員住宅	存続	存続
	12	教職員住宅	279	井野教職員住宅	転用	転用
	13	教職員住宅	280	向野田教職員住宅	存続	存続
	14	教職員住宅	319	グランド前教職員住宅	存続	存続
	15	教職員住宅	320	木都賀教職員住宅	存続	存続
	16	教職員住宅	321	大斉教職員住宅	存続	転用
	17	教職員住宅	322	城北第一教職員住宅	存続	転用
	18	教職員住宅	323	城北第二教職員住宅	存続	転用
	19	教職員住宅	324	城北第三教職員住宅	譲渡	譲渡
	20	教職員住宅	325	城北第四教職員住宅	譲渡	譲渡
	21	教職員住宅	326	城北第五教職員住宅	譲渡	譲渡
種別	ページ	区分	ID	施設名	担当課評価	総合評価
公園 57施設	22	都市公園	184	街区公園 相生公園	存続	存続
	23	都市公園	185	街区公園 平和公園	存続	存続
	24	都市公園	186	街区公園 昭三公園	存続	存続
	25	都市公園	188	街区公園 道分山公園	存続	存続
	26	都市公園	189	街区公園 黒川公園	存続	存続
	27	都市公園	190	街区公園 社家地公園	存続	存続
	28	都市公園	191	街区公園 三宮公園	存続	存続
	29	都市公園	192	街区公園 津摩公園	存続	存続
	30	都市公園	193	街区公園 朝日町公園	存続	存続
	31	都市公園	194	街区公園 日脚公園	存続	存続
	32	都市公園	195	街区公園 どうどう公園	存続	存続
	33	都市公園	196	街区公園 笠柄公園	存続	存続
	34	都市公園	197	街区公園 竹迫公園	存続	存続
	35	都市公園	198	街区公園 菅原公園	存続	存続
	36	都市公園	199	街区公園 伊甘公園	存続	存続
	37	都市公園	200	街区公園 万灯山公園	存続	存続
	38	都市公園	201	街区公園 田町公園	存続	存続
	39	都市公園	202	街区公園 千畳台公園	存続	存続
	40	都市公園	203	街区公園 三宅公園	存続	存続
	41	都市公園	204	街区公園 東福井公園	存続	存続
	42	都市公園	205	街区公園 神在公園	存続	存続
	43	都市公園	440	街区公園 野原公園	存続	存続
	44	都市公園	441	街区公園 ハーバーヒルズ公園	存続	存続
	45	都市公園	442	街区公園 駅北公園	存続	存続

## 目 次

46	都市公園	206	近隣公園 宝幢寺山公園	存続	存続
47	都市公園	207	近隣公園 ゆうひ公園	存続	存続
48	都市公園	181	地区公園 浜田市海のみえる文化公園	存続	存続
49	都市公園	208	運動公園 東公園	存続	存続
50	都市公園	209	特殊公園 城山公園	存続	存続
51	都市公園	210	特殊公園 長沢公園	存続	存続
52	都市公園	177	運動公園 旭公園	存続	存続
53	都市公園	233	街区公園 向野田児童公園	存続	存続
54	都市公園	232	地区公園 田の浦公園	存続	存続
55	都市公園	230	総合公園 三隅公園	存続	存続
56	都市公園	231	運動公園 三隅中央公園	存続	存続
57	公園	180	河内町親水広場	存続	存続
58	公園	69	浜田市桜ヶ浦児童遊園	存続	存続
59	公園	119	金城ニュータウンきんたの森第1公園	存続	存続
60	公園	120	金城ニュータウンきんたの森第2公園	存続	存続
61	公園	121	金城ニュータウンきんたの森第3公園	存続	存続
62	公園	263	島村抱月文学碑公園	存続	存続
63	公園	264	島村抱月先生の碑公園	存続	存続
64	公園	262	島村抱月生誕地顕彰の杜公園	存続	存続
65	公園	242	浜田市旭ふるさと歴史公園	存続	存続
66	公園	225	梅林公園	存続	存続
67	公園	224	大麻山公園	存続	存続
68	公園	223	竜雲寺公園	存続	存続
69	森林公園	134	堂床山生活環境保全林	存続	存続
70	農村公園	138	久佐農村公園	存続	存続
71	農村公園	139	美又農村公園	存続	存続
72	農村公園	135	上来原農村公園	存続	存続
73	農村公園	136	新開農村公園	存続	存続
74	農村公園	137	波佐農村公園	存続	存続
75	農村公園	171	小角農村公園	存続	存続
76	農村公園	172	北山沢公園	存続	存続
77	農村公園	150	大谷農村公園	存続	存続
78	農村公園	151	下今明農村公園	存続	存続

	担当課評価	総合評価
存続	71	66
統合	2	2
転用	2	7
譲渡	3	3
廃止	0	0
合計	78	78

《参考資料》

巻末 : 平成22・23年度の状況

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

48

複数計上:

施設名:	浜田市火葬場	担当課:	市民環境 くらしと環境課
所在地:	浜田市港町30番地1	管理形態:	指定管理者(指名) H18~H23
目的:	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場として、地方自治法第224条の2第1項の規定に基づき設置された。		
設置条例:	火葬場条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S59

## I 施設の基本的事項

事業内容:	火葬業務		
施設区分:	火葬場		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階階、【敷地面積】13,863.00㎡、【延床面積】628.73㎡、【土地所有者】市 ①火葬炉棟(364.86㎡/1室)②待合棟(233.72㎡/1室)③渡り廊下(21.25㎡/1室)④納骨塔(8.90㎡/1室)		
利用対象者:	浜田自治区人口+金城自治区人口按分(90.5%)=43,689人+4,381人	48,070人	利用者H17: 852
料金体系等:	大人(満12歳以上)市内居住者 10,000円 市外40,000円 小人(満12歳未満)市内居住者 5,000円 市外20,000円		利用者H18: 744 利用者H19: 686
施設職員(人)	常勤 4人 嘱・パート: 1人 (うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		利用者H20: 623 利用者H21: 699
代替・類似施設の有無	有 旭火葬場、三隅火葬場、弥栄火葬場		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	10,093	9,434	9,340	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 356,050
指定管理料	21,623	21,623	21,988		一般財源: 102,750
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 253,300
その他			0		その他: 0
収入合計	31,716	31,057	31,328		H21利用度(利用者/対象者) <b>0.01 回</b>
光熱水費	1,245	1,245	1,161	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>42.5 %</b>
委託費	0	0	0		
人件費	13,270	13,270	13,389		
その他	7,108	7,108	7,438		
支出合計	21,623	21,623	21,988		
大規模修繕: H22~H27	H22年度4,597千円(自動扉他) H23年度998千円(収骨室エアコン他)		0	改修: H22~H27	H21年度6,930千円 管理棟屋上防水改修工事
施設設置の効果	遺体の適切な火葬ができる				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	統合	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
総合評価:	統合	現行の市内4火葬場は県内他市と比較しても過大な施設であり、維持管理費用の増大につながっている。したがって、三隅火葬場に1炉増設し、1施設に統合とするが、地理的条件や施設の有効利用の観点から、旭火葬場は大規模修繕が必要な時期までは存続させる。
	統合	現状の火葬場4施設7炉は過剰であり、整理統合は必要。「三隅火葬場に1炉増設して1施設に統合、旭火葬場は大規模改修を要するまで存続」とする市の計画は妥当であり、住民の理解を得て進めるべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

37

複数計上:

施設名:	浜田市旭火葬場	担当課:	市民環境 旭市民福祉課
所在地:	浜田市旭町今市492番地1	管理形態:	指定管理者(指名) H18~H23
目的:	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場として、地方自治法第224条の2第1項の規定に基づき設置された。		
設置条例:	火葬場条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S47

## I 施設の基本的事項

事業内容:	火葬業務		
施設区分:	火葬場		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階階、【敷地面積】1,149.70㎡、【延床面積】154.50㎡、【土地所有者】市 ①斎場(84.50㎡/1室)②休憩所(70.00㎡/1室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)		
利用対象者:	旭自治区人口+金城自治区人口按分(9.5%)=3,203人+460人	3,663 人	利用者H17: 57
料金体系等:	【本市民】大人10 小人5 死産児2.5 人体の1部3.5 改葬焼骨 1箱3.5【本市民外】大人40 小人20 死産児10 人体の1部1.5 改葬焼骨15 (単位:千円)		利用者H18: 72 利用者H19: 62
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 1 人 (うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H20: 67 利用者H21: 64
代替・類似施設の有無	有 浜田市火葬場、弥栄火葬場、三隅火葬場		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	665	650	724	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 70,350
指定管理料	3,080	3,080	3,464		一般財源: 70,350
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	1	1	0		その他: 0
収入合計	3,746	3,731	4,188		H21利用度(利用者/対象者) 0.02 回
光熱水費	258	264	264	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 20.9 %
委託費	48	48	195		
人件費	1,785	1,885	2,085		
その他	989	883	920		
支出合計	3,080	3,080	3,464		
大規模修繕:H22~H27	H23年度683千円(斎場・車寄ポーチ屋根防水補修工事)		0	改修:H22~H27	0
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	現行の市内4火葬場は県内他市と比較しても過大な施設であり、維持管理費用の増大につながっている。したがって、三隅火葬場に1炉増設し、1施設に統合とするが、地理的条件や施設の有効利用の観点から、旭火葬場は大規模修繕が必要な時期までは存続させる。
総合評価:	存続	現状の火葬場4施設7炉は過剰であり、整理統合は必要。「三隅火葬場に1炉増設して1施設に統合、旭火葬場は大規模改修を要するまで存続」とする市の計画は妥当であり、住民の理解を得て進めるべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

58

複数計上:

施設名:	浜田市三隅火葬場	担当課:	市民環境 三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町西河内1956番地	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	管理及び埋葬が公共の福祉の見地から、支障なく行われること		
設置条例:	火葬場条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H8

## I 施設の基本的事項

事業内容:	火葬業務・清掃業務・庭園管理・設備等維持管理・その他管理、運営に関し必要な業務		
施設区分:	火葬場		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階建階、【敷地面積】5,434.80㎡、【延床面積】498.80㎡、【土地所有者】市 ①炉室・管理室(94.82㎡/1室)②告別室(84.00㎡/1室)③収骨室(33.00㎡/1室)④待合室(116.50㎡/1室)⑤エントランスホール他(46.86㎡/1室)		
利用対象者:	三隅自治区人口(平成22年7月末現在)	6,881 人	利用者H17: 126
料金体系等:	大人(満12歳以上)市内居住者	10,000円 以外 40,000円	利用者H18: 123
	小人(満12歳未満)市内居住者	5,000円 以外 20,000円	利用者H19: 105
施設職員(人)	常勤	2 人	利用者H20: 127
	嘱・パート	1 人	利用者H21: 125
代替・類似施設の有無	有 浜田市火葬場、旭火葬場、弥栄火葬場		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	997	1,195	1,190	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	412,555
指定管理料	8,730	8,730	8,908		一般財源:	108,555
市補助金			0		国県支出金:	304,000
市委託金		0	0		起債:	0
その他			0		その他:	0
収入合計	9,727	9,925	10,098		H21利用度(利用者/対象者)	0.02 回
光熱水費	1,530	1,609	1,505	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	13.4 %
委託費	1,594	1,446	1,448	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	4,584	4,646	4,633			
その他	1,022	1,029	1,322			
支出合計	8,730	8,730	8,908			
大規模修繕:H22~H27	H22年度676千円(待合ロビー土間) H23年度1,050千円(火葬炉設備)			改修:H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	現行の市内4火葬場は県内他市と比較しても過大な施設であり、維持管理費用の増大につながっている。したがって、三隅火葬場に1炉増設し、1施設に統合とするが、地理的条件や施設の有効利用の観点から、旭火葬場は大規模修繕が必要な時期までは存続させる。
総合評価:	存続	現状の火葬場4施設7炉は過剰であり、整理統合は必要。「三隅火葬場に1炉増設して1施設に統合、旭火葬場は大規模改修を要するまで存続」とする市の計画は妥当であり、住民の理解を得て進めるべき。



# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

84

複数計上:

施設名:	浜田市弥栄火葬場	担当課:	市民環境 弥栄市民福祉課
所在地:	浜田市弥栄町木都賀12496番地19	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場として、地方自治法第224条の2第1項の規定に基づき設置		
設置条例:	火葬場条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H8

## I 施設の基本的事項

事業内容:	火葬業務と施設管理		
施設区分:	火葬場		
施設内容:	【構造・階】鉄骨造地上1F階、【敷地面積】1,754.00㎡、【延床面積】232.37㎡、【土地所有者】市・民間 ①炉室(45.20㎡/1室)②炉前ホール(45.20㎡/1室)③待合ホール(30.51㎡/1室)④和室(32.49㎡/1室)		
利用対象者:	弥栄自治区人口(平成22年7月末現在)	1,566 人	利用者H17: 41
料金体系等:	大人(満12歳以上)市内居住者10,000円 市外40,000円 小人(満12歳未満)市内居住者5,000円 市外20,000円		利用者H18: 35
			利用者H19: 26
			利用者H20: 24
施設職員(人)	常勤 4 人 嘱・パート: 1 人		利用者H21: 16
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		
代替・類似施設の有無	有 浜田市火葬場、旭火葬場、三隅火葬場		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	260	240	160	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 129,570
指定管理料	3,036	3,022	3,022		一般財源: 14,570
市補助金	0	0	0		国県支出金: 115,000
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	3,296	3,262	3,182		H21利用度(利用者/対象者) 0.01 回
光熱水費	300	272	272	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 5.3 %
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	1,295	1,466	1,466		
その他	1,441	1,284	1,284		
支出合計	3,036	3,022	3,022		
大規模修繕:H22~H27	H22年度109千円(消火器交換他) H23年度549千円(屋上階段他)		0	改修:H22~H27	0
施設設置の効果	遺体の適切な火葬が可能				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	統合	現行の市内4火葬場は県内他市と比較しても過大な施設であり、維持管理費用の増大につながっている。したがって、三隅火葬場に1炉増設し、1施設に統合とするが、地理的条件や施設の有効利用の観点から、旭火葬場は大規模修繕が必要な時期までは存続させる。
総合評価:	統合	現状の火葬場4施設7炉は過剰であり、整理統合は必要。 「三隅火葬場に1炉増設して1施設に統合、旭火葬場は大規模改修を要するまで存続」とする市の計画は妥当であり、住民の理解を得て進めるべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

68

複数計上:

施設名:	浜田市子育て支援センター	担当課:	健康福祉 子育て支援センター
所在地:	浜田市松原町235番地1	管理形態:	直営 H~H
目的:	地域や家庭におけるより良い子育て環境をつくるため 建設費用不明(旧松原幼稚園施設)		
設置条例:	子育て支援センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S39

## I 施設の基本的事項

事業内容:	子育て支援センター事業・育児相談、お父さん講座、食育講座等月30回程度実施、休日保育事業・日曜日及び祝日の保育 年間65日、ファミリー・サポート・センター事業、地域の子育て支援・子育て応援隊の育成、各公民館子育て広場支援、サークルリーダー支援、ヤングサポーター育成事業、子育て支援団体への補助金・委託事業、出会い応援事業		
施設区分:	子育て支援センター	その他(貸館)	
施設内容:	【構造・階】木造平屋建【敷地面積】3941.00㎡、【延床面積】594.00㎡、【土地所有者】市 ①多目的ホール(148.95㎡/1室)②事務室(46.30㎡/1室)③交流の部屋(138.90㎡/3室)④ボランティア室(23.15㎡/1室)⑤相談室(9.93㎡/1室)		
利用対象者:	就学前の子どもとその家族、ボランティア(すくすく応援隊)	9,000 人	利用者H17: 21,219
料金体系等:	子育て関係者の利用料は無料であるが、離乳食教室等での試食代として実費200円徴収。子育て関係以外の貸館利用料は、193円/回、コンセント使用料200円/回		利用者H18: 22,224
施設職員(人)	常勤	3 人	利用者H19: 20,852
	嘱・パート:	4 人	利用者H20: 19,499
	(うち市職員) 正規:	3 所長は課長兼 嘱:	0 臨:
			パ:
			利用者H21: 19,456
代替・類似施設の有無	ひなっこクラブ(西部地区子育て支援センター)・日脚町		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	56	93	75	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	4,515	5,696	4,324		その他:	
収入合計	4,571	5,789	4,399		H21利用度(利用者/対象者)	2.16 回
光熱水費	608	581	580	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.3 %
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	20,295	20,771	20,771			
その他	3,888	4,624	3,336			
支出合計	24,791	25,976	24,687			
大規模修繕:H22~H27		0	改修:H22~H27	H22年:ひさし、樋、網戸、床等修繕	113,000	
施設設置の効果	浜田児童相談所における「虐待管理ケース」の減			H19年15件→H21年8件(△46%)	* H20年1件	

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	次世代育成支援計画作成時の調査で、行政サービスへのニーズの1位は、「親子が安心して集まり、楽しめる場所を増やしてほしい」(54.9%)だった。市が直営することで、乳児健診等のフォローの場にもなり、育児不安や子育ての孤立化の解消、相談や学習の場として機能している。休日保育やファミリー・サポート・センター事業、出会い事業は、今後委託を検討する余地もあり、事業内容については見直しが必要であるとする。
総合評価:	存続	浜田市の子育て支援の拠点であり、利用者も多いので存続。 機能や運営方法の調査・研究とともに、老朽化や地理的問題など改善の上、市全体の施設として更に充実させるべき施設である。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

238

複数計上:

施設名:	丸原教職員住宅	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町丸原68番地2	管理形態:	直営	H~H
目的:	福利施設			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	S56年

## I 施設の基本的事項

事業内容:	2世帯用集合住宅			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】鉄骨造 2階、【敷地面積】193.00㎡、【延床面積】115.00㎡、【土地所有者】市 ①1号室57.5㎡②2号室57.5㎡			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員 教育委員会が特に認める者(戸数)		2	人 利用者H17:
料金体系等:	浜田市教職員住宅条例			利用者H18:
				利用者H19:
				2
施設職員(人)	常勤	1	人	嘱・パート:
				0
	うち市職員) 正規:	1		嘱:
				臨:
				パ:
				利用者H20:
				2
				利用者H21:
				2
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	298	480	464	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 11,734
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: 135
市補助金	0	0	0		国県支出金: 7,599
市委託金	0	0	0		起債: 4,000
その他	0	0	0		その他:
収入合計	298	480	464		
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	1.00 回
人件費	37	37	37		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)
その他	0	0	0		1,254.1 %
支出合計	37	37	37		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	転用	現在、民間人が入居しており、教職員用は充足している。
総合評価:	転用	現在も一般の方が入居しており、教職員住宅としては他施設で充足しているので、公営の住宅に転用すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

239

複数計上:

施設名:	重富教職員住宅	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町重富461番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	福利施設			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	S61年

## I 施設の基本的事項

事業内容:	世帯用住宅1棟 単身用集合住宅1棟			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】鉄骨造 1階、【敷地面積】137.00㎡、【延床面積】101.00㎡、【土地所有者】市 ①世帯用51㎡②単身用 1号室25㎡ 2号室25㎡			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員 教育委員会が特に認める者(戸数)	<input type="text" value="3"/>	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	浜田市教職員住宅条例			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text" value="3"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text" value="1"/>	人	嘱・パート: <input type="text" value="0"/>	人
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="1"/>		嘱: <input type="text"/>	臨: <input type="text"/>
			パ: <input type="text"/>	
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	466	489	582	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 <input type="text" value="13,700"/>
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: <input type="text" value="7,255"/>
市補助金	0	0	0		国県支出金: <input type="text" value="6,445"/>
市委託金	0	0	0		起債: <input type="text"/>
その他	32	37	36		その他: <input type="text"/>
収入合計	498	526	618		H21利用度(利用者/対象者) <b>1.00 回</b>
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>718.5 %</b>
委託費	44	44	44	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	37	37	37		
その他	0	0	0		
支出合計	81	81	81		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text" value="1"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text" value="1"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text" value="1"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	出雲地区からの、承認の校長・教頭が赴任してくる場合が多い。
総合評価:	<b>転用</b>	教職員住宅は充足しており、和田小学校が統合となった後には公営の住宅に転用すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

240

複数計上:

施設名:	木田教職員住宅	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町木田259番地9	管理形態:	直営	H~H
目的:	福利施設			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	S63年

## I 施設の基本的事項

事業内容:	単身用集合住宅1棟			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】木造 1階、【敷地面積】236.00㎡、【延床面積】60.00㎡、【土地所有者】市 ①1号室30㎡②2号室30㎡			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員 教育委員会が特に認める者(戸数)	<input type="text" value="2"/>	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	浜田市教職員住宅条例			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text" value="1"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text" value="1"/>	人	嘱・パート: <input type="text" value="0"/>	人
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="1"/>		嘱: <input type="text"/>	臨: <input type="text"/>
			パ: <input type="text"/>	利用者H20: <input type="text" value="2"/>
				利用者H21: <input type="text" value="2"/>
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	240	480	480	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 <input type="text" value="10,000"/>
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: <input type="text" value="5,534"/>
市補助金	0	0	0		国県支出金: <input type="text" value="4,466"/>
市委託金	0	0	0		起債: <input type="text"/>
その他	19	38	38		その他: <input type="text"/>
収入合計	259	518	518		H21利用度(利用者/対象者) <b>1.00 回</b>
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>640.0 %</b>
委託費	38	38	38	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	37	37	37		
その他	0	0	0		
支出合計	75	75	75		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="0"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text" value="1"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text" value="1"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text" value="1"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	現在も含め、承認の校長・教頭が出雲地区から赴任する機会が多く、学校の統廃合までは存続。
総合評価:	<b>転用</b>	教職員住宅は充足しており、木田小学校が統合となった後には公営の住宅に転用すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

241

複数計上:

施設名:	旭ヶ丘教職員住宅	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町今市1134番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	福利施設			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	平成元年

## I 施設の基本的事項

事業内容:	4世帯用集合住宅			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】木造 2階、【敷地面積】1278.00㎡、【延床面積】240.00㎡、【土地所有者】市 ①1号室60㎡②2号室60㎡③3号室60㎡④5号室60㎡			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員 教育委員会が特に認める者(戸数)	<input type="text" value="4"/>	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	浜田市教職員住宅条例			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text" value="3"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text" value="1"/>	人	嘱・パート: <input type="text" value="0"/>	人
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="1"/>		嘱: <input type="text"/>	臨: <input type="text"/>
			パ: <input type="text"/>	利用者H20: <input type="text" value="4"/>
				利用者H21: <input type="text" value="4"/>
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	352	1,256	955	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 38,101
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: 19,090
市補助金	0	0	0		国県支出金: 19,011
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	352	1,256	955		H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
光熱水費	4	4	4	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 1,224.4 %
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	74	74	74		
その他	0	0	0		
支出合計	78	78	78		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text" value="1"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 <input type="text" value="1"/>
一次評価:	<b>存続</b>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。 現在も、昇任で出雲部から赴任の校長が2名入居しており当面は存続。
総合評価:	<b>存続</b>	現在も教職員が入居しており、今後小学校の統合により需要もあると思われるので存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

260

複数計上:

施設名:	今福教職員住宅	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町今福127番地7	管理形態:	直営	H~H
目的:	教職員の福利増進を図り学校教育の振興に資する			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	S56

## I 施設の基本的事項

事業内容:	教職員住宅7戸			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造 2階階、【敷地面積】102.00㎡、【延床面積】394.00㎡、【土地所有者】民間、 ①1号室、2号室、6号室、7号室(各42.6㎡/各2部屋室)②3号室(40.30㎡/2部屋室)③5号室(39.00㎡/2部屋室)④ 号室(46.30㎡/2部屋室)⑤(㎡/室)【建設費用】H56、68,903千円、H5改築 42,280千円 計111,183千円			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員・教育委員会が認めた者(戸数)	<input type="text"/>	7	人 利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	浜田市教職員住宅条例による。			利用者H18: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/>	1	人 嘱・パート: <input type="text"/>	0
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/>	1	嘱: <input type="text"/>	臨: <input type="text"/>
			パ: <input type="text"/>	
代替・類似施設の有無	有			
			利用者H19: <input type="text"/>	7
			利用者H20: <input type="text"/>	7
			利用者H21: <input type="text"/>	7

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	1,236	2,304	2,268	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 111,183
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: 111,183
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債:
その他	0	0	0		その他:
収入合計	1,236	2,304	2,268		
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
委託費	42	42	42	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 945.0 %
人件費	50	50	50		
その他	40	92	148		
支出合計	132	184	240		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の 効果	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/>	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/>		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>		市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	1	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text"/>	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input type="text"/>	存続	利用希望者も多く存続すべきである。
総合評価:	<input type="text"/>	存続	教職員の利用がなされており、当面は存続。 今後、利用状況が変化した場合は、他施設との統合や転用などを検討するべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

261

複数計上:

施設名:	雲城教職員住宅	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町七条イ632番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	教職員の福利増進を図り学校教育の振興に資する			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	H7

## I 施設の基本的事項

事業内容:	教職員住宅8戸			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造 2階階、【敷地面積】996.59㎡、【延床面積】506.43㎡、【土地所有者】市 ① 101,103,201,203号室(各35.97㎡/各2部屋室)② 102号室(38.97㎡/2部屋室)③ 105,205号室(各91.74㎡/各4部屋室)④ 202号室(43.32㎡/2部屋室)⑤ (㎡/室)			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員・教育委員会が認めた者(戸数)	8	利用者H17:	4
料金体系等:	浜田市教職員住宅条例による。		利用者H18:	5
			利用者H19:	7
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20:	8
	(うち市職員) 正規: 1 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	8
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	2,543	2,485	3,000	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 140,000
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金:
市委託金	0	0	0		起債:
その他	0	0	0		その他: 140,000
収入合計	2,543	2,485	3,000		H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 857.1 %
委託費	99	99	99	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	50	50	50		
その他	198	568	201		
支出合計	347	717	350		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	現在、8戸中7戸の利用があり存続が必要である。
総合評価:	存続	教職員の住宅として利用が多く、存続。



# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

279

複数計上:

施設名:	井野教職員住宅	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町井野へ1187番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	教職員の福利増進を図り学校教育の振興(Ⅱの事業コストは、井野及び向野田教職員の合計額を戸数按分した。)			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	H3

## I 施設の基本的事項

事業内容:	教職員住宅2戸の入居許可(貸付)			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】木造・瓦・1階、【敷地面積】127㎡、【延床面積】127㎡、【土地所有者】市 ①(63.6㎡/室)②(63.6㎡/室)			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員・教育委員会が認めた者(戸数)	2	人	利用者H17: 0
料金体系等:	井野教職員住宅18,000円/戸			利用者H18: 0
施設職員(人)	常勤	1	人	利用者H19: 0
	嘱・パート:	0	人	利用者H20: 1
	(うち市職員) 正規:	1		利用者H21: 2
	嘱:		臨:	パ:
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	54	312	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 23,587
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: 23,587
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	54	312		H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 87.2 %
委託費	40	40	40	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	145	145	145		
その他	0	0	173		
支出合計	185	185	358		
大規模修繕: H22~H27		0		改修: H22~H27	
施設設置の効果	住居の確保				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	転用	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	転用	近年教職員の入居はない。現在は石州半紙の関係者2名(ターン者)が特例で入居している。小学校(井野小学校、室谷分校)の統合に伴い教育住宅としての利用は終了するため、市営の住宅等への転用を検討する。
総合評価:	転用	教職員の入居は無く、小学校も統合となるため、公営の住宅に転用すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

280

複数計上:

施設名:	向野田教職員住宅	担当課:	教育	教育 三隅分室
所在地:	浜田市三隅町向野田3138番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	教職員の福利増進を図り学校教育の振興(Ⅱの事業コストは、井野及び向野田教職員の合計額を戸数按分した。)			
設置条例:	浜田市教職員住宅条例	なし	建築年度:	S52, 53, 55

## I 施設の基本的事項

事業内容:	教職員住宅3戸の入居許可(貸付)			
施設区分:	教職員住宅			
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】208㎡、【延床面積】208㎡、【土地所有者】市 ①(69.5㎡/室)②(69.5㎡/室)③(69.5㎡/室)			
利用対象者:	市内の学校に勤務する教職員・教育委員会が認めた者(戸数)	3	利用者H17:	3
料金体系等:	向野田教職員住宅21,000円/戸		利用者H18:	3
施設職員(人)	常勤	1	嘱・パート:	0
	(うち市職員) 正規:	1	嘱:	臨:
代替・類似施設の有無				
			利用者H19:	3
			利用者H20:	3
			利用者H21:	3

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	749	515	756	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	合計 20,985
指定管理料	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	一般財源: 20,985
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債:
その他	0	0	0		その他:
収入合計	749	515	756		
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 301.2 %
人件費	218	218	218		
その他	78	355	33		
支出合計	296	573	251		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	住居の安定確保				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	
総合評価:	存続	三隅自治区内の教員住宅として利用があり存続。